

12月定例農業委員会 会議録

平成30年12月20日

日 時 平成30年12月20日 16時開催

開催場所 直島町役場2F大会議室

出席者 (委員) 西村 和雄 ・ 高田 洋一 ・ 大山 一郎 ・ 西岡 幸子 ・ 大林 茂樹 ・ 堺谷 末廣
(事務局) 豊田 壘
荒木 慶悟 建設経済課長

欠席者 和島 輝男

署名委員 大山 一郎 ・ 堺谷 末廣

議 題 (1) 農地法第5条の規定による許可申請について
(2) その他

西村会長	本日の署名委員は、大山委員と堺谷委員にお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>今月は、農地法5条関係の申請が1件出てきております。</p> <p>内容は、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんの農地を取得し、自己住宅を建てるため、所有権を移転するものです。</p> <p>土地の所在は、次のページにあるように宮ノ浦の〇〇〇〇にある畑1筆です。</p> <p>現地確認は、12月11日(火)に、会長と、堺谷さんと、大山さんと、和島さんで行っております。</p> <p>転用面積は、392㎡となります。</p> <p>利用計画は、次のページの土地利用計画図にあるように、2階建ての住宅と、カーポートを建てる計画になっています。</p> <p>一般住宅の農地転用は、敷地面積が500㎡以下で、建築面積の割合が22%以上でなければなりません。敷地面積は、先ほども申しましたが392㎡で、500㎡以下のため、問題ありません。建築面積は図面にありますように、住宅部分が79.49㎡、カーポート部分が27.20㎡、合計して106.69㎡あり、割合にすると27%あり、22%を超えておりますので問題ありません。</p> <p>資金計画は、土地代を自己資金、造成費、建築費を借入金にて賄うものです。</p> <p>申請地は、幼児学園から西へ約500mに位置した第2種農地です。また、他法令により許認可等が必要なものはありません。</p> <p>転用に及んだ理由ですが、現在借家にて居住しているところ、夫と子どもが1人おり、生活していくうえで手狭になってきていることや、立地条件が良く、土地所有者との話が順調に進んだことから転用申請に及んだものです。</p> <p>被害防除計画も適正に計画されており、候補地の比較検討も適正になされていることなどから、事務局としては許可相当と判断いたしますが、委員のみなさまのご審議をお願いいたします。</p>
西村会長	今説明があったように11日に現地確認に行きました。これはほとんど問題ないと思うんよな。どうですか。
全委員	異議なし。
西村会長	他にありませんか。
事務局	事務局からは特にありません。
西村会長	他にありませんか。なければこれで終わります。皆さんご苦勞様でした。

平成30年12月20日16時20分 閉会

直島町農業委員会

会 長



署名委員



署名委員

